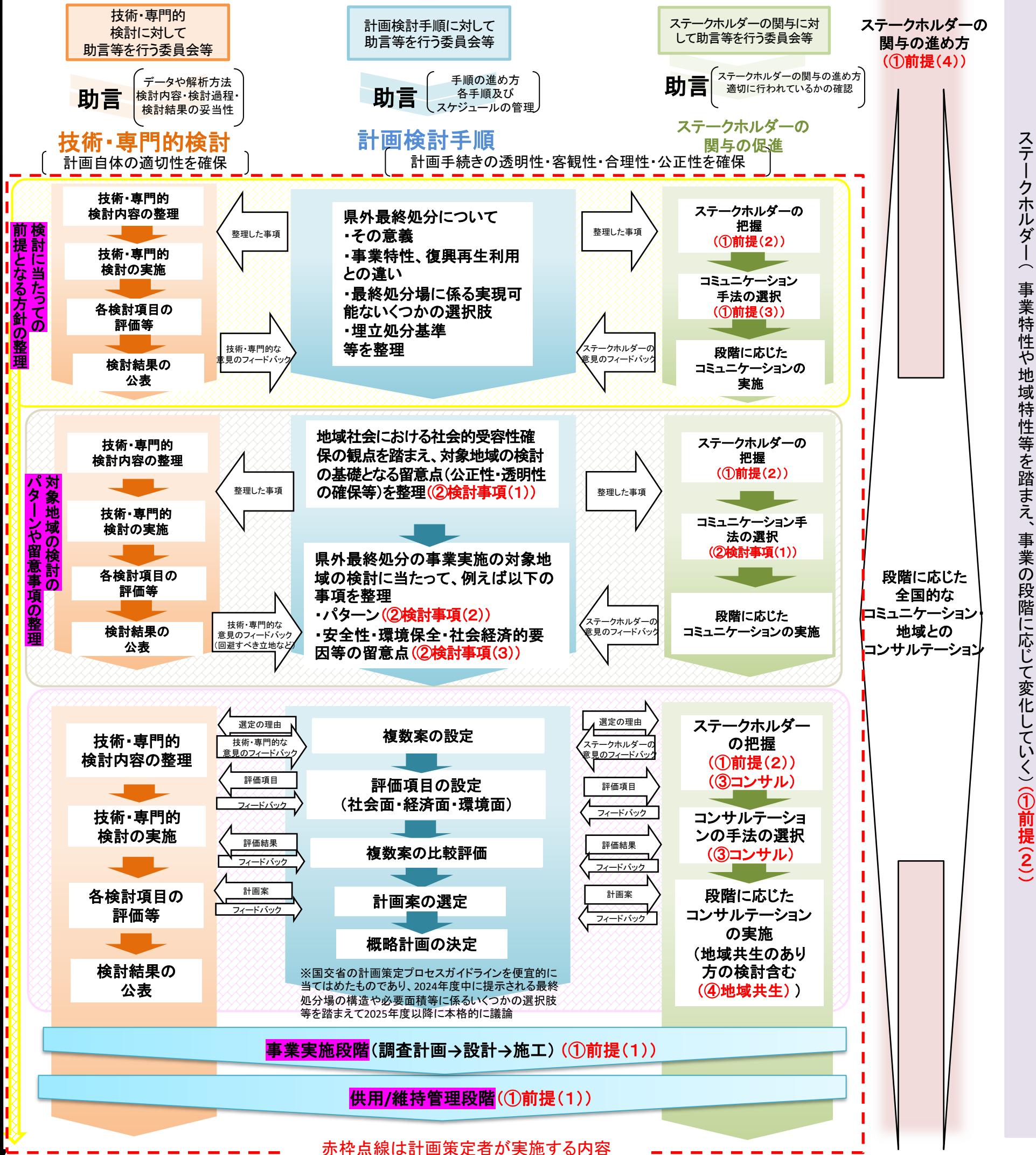


# 除去土壌等の最終処分・復興再生利用に係る計画策定プロセスのイメージ

注：以下のフロー図は、資料2-1で示す各論点が最終処分におけるどのフェーズに該当するかを大まかに示すために、国交省「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」で示されているフレームを参考に便宜的に当てはめたものであり、実際の最終処分の対象地域の検討の手順を表したものではありません。最終処分の対象地域の具体的な検討の手順等については、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて、2025年度以降に本格的に議論する。

注：以下のフロー図は、最終処分に係る計画策定プロセスを便宜的に表したものです。復興再生利用については、復興再生利用先となる事業を上位の方針の段階から地域と協働して進めていくケースだけでなく、利用の対象となる事業が先に定まっているケースも存在し、それぞれ再生資材化した土壌の利用の決定やステークホルダーへの関与が行われるタイミングは異なるため、個々の事業に応じ整理をする必要があります。

## 放射性物質汚染対処特別措置法 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(JESCO法)等



※国交省の計画策定プロセスガイドラインを便宜的に当てはめたものであり、2024年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて2025年度以降に本格的に議論

注：復興再生利用：東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用(維持管理することを含む)すること。(このような概念を指す用語として、「復興再生利用」を検討中。)